（別表１）
事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

Ⅰ　現状

（１）　地域の災害リスク

【風水害：ハザードマップ】

関市は木曽川水系長良川流域に属し、この支川が関地域付近で合流している。このため、ひとたび水害が発生すると大きな被害を受けやすい地形となっており、長良川本川のほか、津保川、武儀川、板取川などで氾濫による被害が多く発生している。

当市のハザードマップによると、当会が立地する関市東部地域において、最大で５ｍの浸水が予想されているほか、津保川流域を中心として商業地区の７０％を超える範囲で０．５～３ｍ未満の（住宅の１階部分が水没する）浸水が予想されている。

想定浸水区域

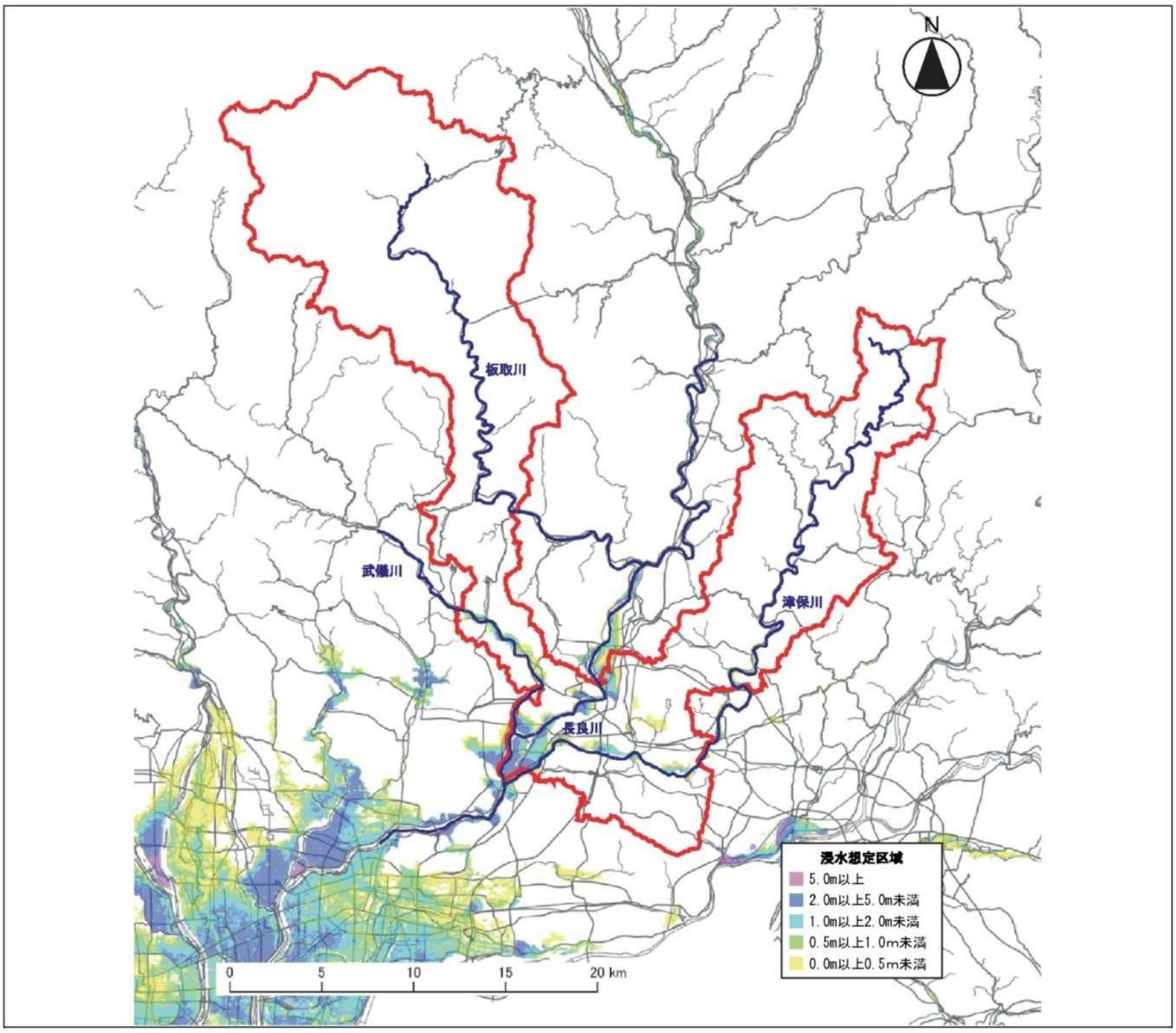

資料：岐阜県域統合型GIS（令和2年1月1日現在）

出典：関市 HP　関市地域防災計画（R2.3月改訂）　総則編
https://www.city.seki.lg.jp/cmsfiles/contents/0000014/14991/1honpen.pdf

【過去の水害】

市内の津保川上流地区ではこれまでも数々の水害に見舞われてきた。平成11年9月洪水により、床上浸水３４戸、床下浸水４７戸の浸水被害が生じている。

近年では平成３０年７月の台風７号接近による豪雨の影響で河川が氾濫し、上之保地域、武儀地域、富野地域では、おひとりの尊い命が失われた他、全壊～床上浸水２５６戸、床下浸水１８０戸と、多くの家屋や倉庫、店舗、事業所等で浸水被害が生じた。

当会では地域内事業所を対象に被害状況調査を2日間実施し、国・岐阜県・関市・岐阜県商工会連合会からの調査等に対応した。

「平成30年度7月豪雨災害」の概要

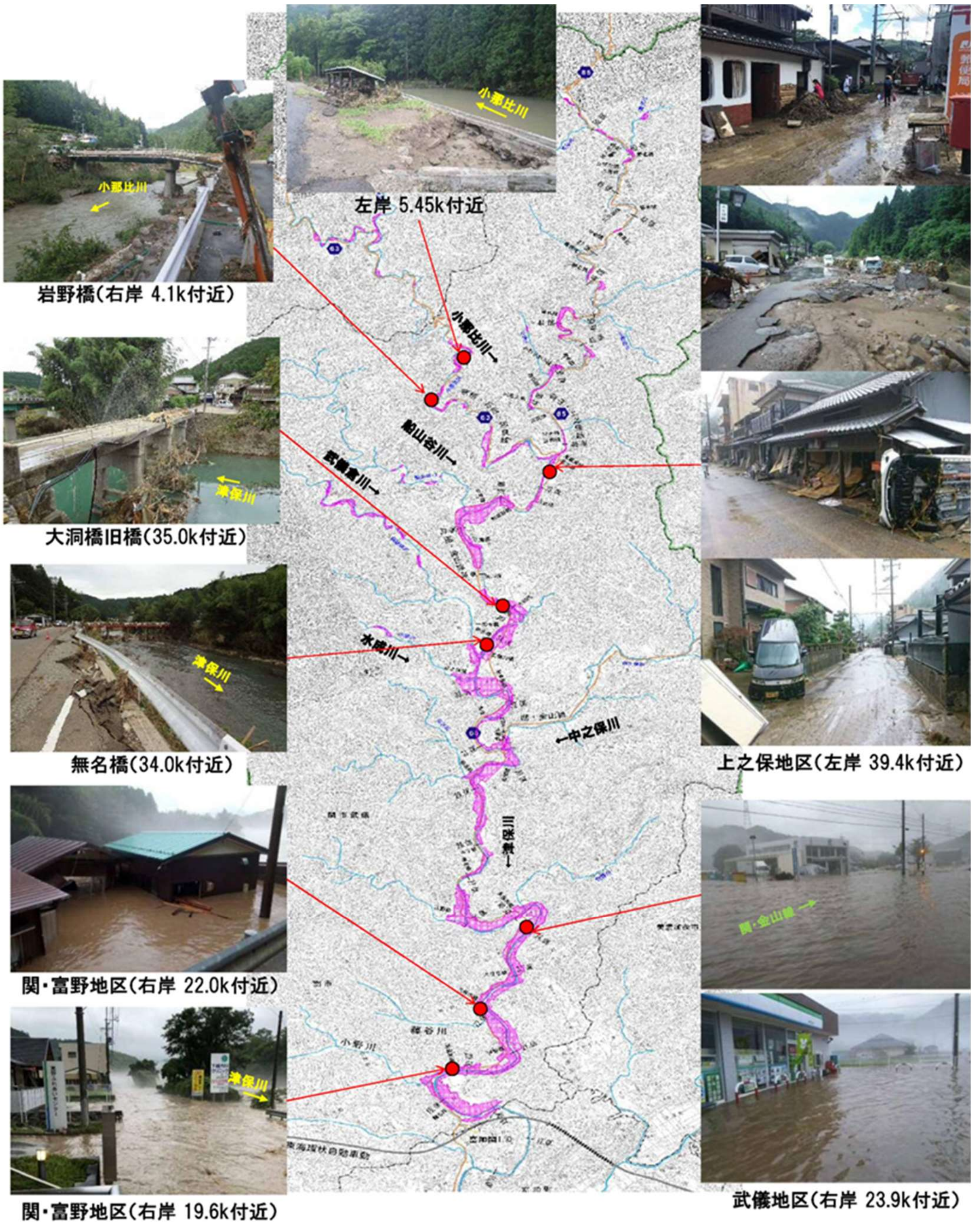

出典：岐阜県 HP
津保川流域地域検討会(平成 30 年 12 月 19 日開催)配布資料
「平成 30 年度 7 月豪雨災害」の概要 P18
（４）津保川における浸水被害の状況
https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/139784.pdf

【河川整備事業】

度重なる水害により当地域の治水安全度の向上を図るため岐阜県と当市が連携し、ハード・ソフト両面からの対策として、平成31年12月に河川整備事業計画が立てられた。

＜津保川河川整備事業の概要＞（平成 31 年度から令和 5 年度）	
ハード対策	・河道掘削、築堤等（県） ・避難所の浸水対策（市） ・橋梁撤去（市） ・小那比川合流点是正（県）
ソフト対策	・危機管理型水位計(県) ・カメラ設置（県）

【土砂災害：ハザードマップ】

当市の中部以北の山地は全般に急斜面が多く、起伏の大きな壮年期山地となっている。このため急斜面部では斜面崩壊が発生しやすい状況にあり、過去にも台風や集中豪雨などの雨による地盤のゆるみ等により山地斜面が崩壊するなどの土砂災害が発生している。

当市のハザードマップによると当会の立地する関市東部地域は、上之保地区が山腹崩壊危険地区、中之保・富之保地区は崩壊土砂流出危険地区に指定されており、がけ崩れにより人家や公共施設等に被害を及ぼす恐れがある箇所が多く見られる。

下之保地区は急傾斜地崩壊危険箇所に指定されており、山腹崩壊による土石流により人家や公共施設に被害を及ぼす恐れのある地区が多い。

土石流危険渓流・・・・・・渓床勾配が３°以上の渓流のうち、土石流により人家や公共施設に被害を及ぼす恐れがある渓流

山腹崩壊危険地区・・・・・地形・地質・林況から判断して、山腹崩壊（がけ崩れ等）により人家、公共施設等に被害を与えるおそれのある地区

崩壊土砂流出危険地区・・・地形・地質・林況から判断して、山腹崩壊による土石流により人家や公共施設に被害を及ぼす恐れのある地区

急傾斜地崩壊危険個所・・・傾斜度３０°以上でその高さが５m以上の急傾斜地のうち、がけ崩れにより人家や公共施設等に被害を及ぼす恐れがある箇所

＜関市　土砂災害危険個所＞

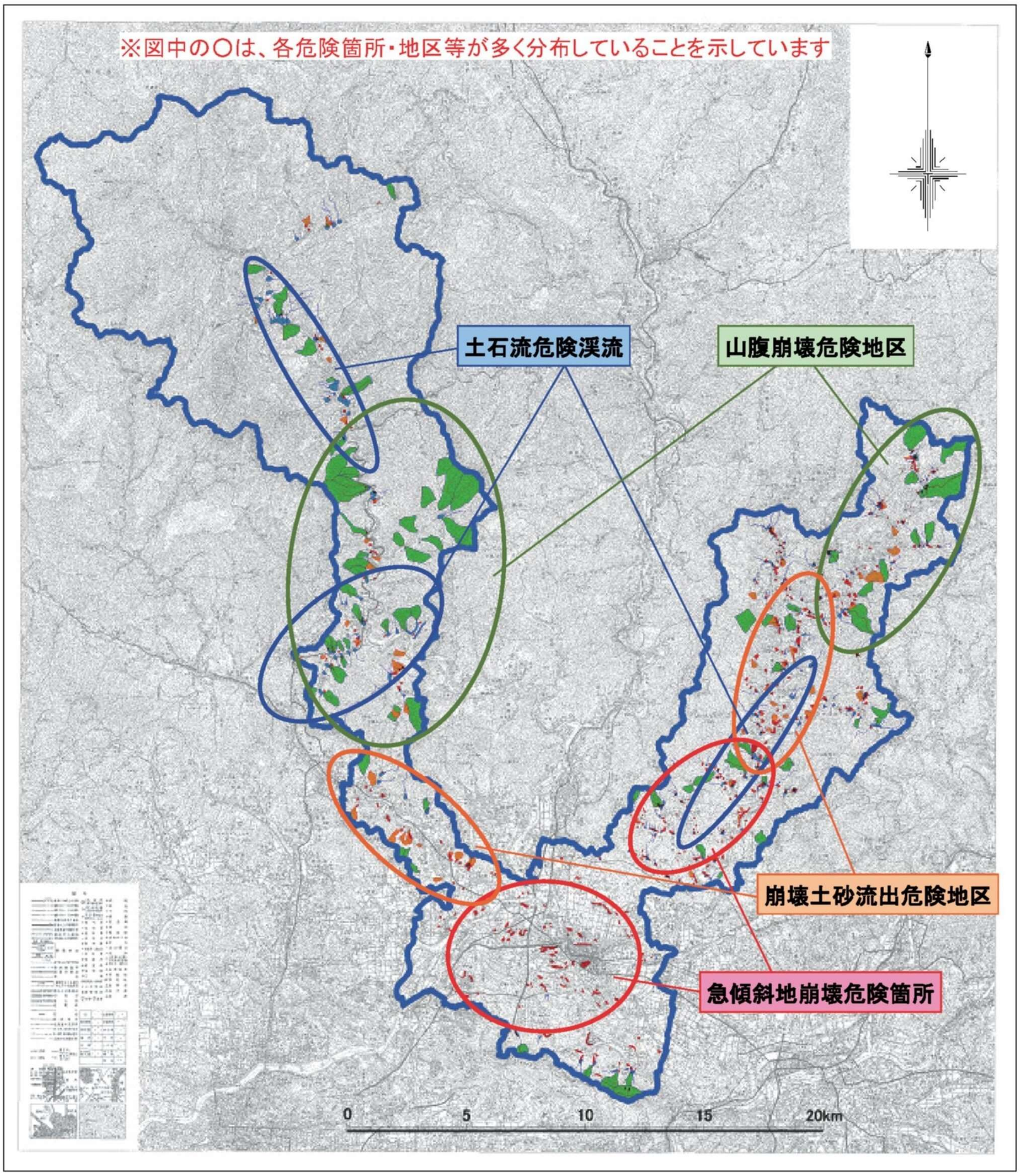

出典：関市HP　関市地域防災計画　（令和2年3月改訂）
　　　総則編　第3節　考慮すべき災害
https://www.city.seki.lg.jp/cmsfiles/contents/0000014/14991/1honpen.pdf

【地震災害：岐阜県県域統合型ＧＩＳ】

岐阜県は全国的に見ても活断層の分布が非常に多く、当市周辺にも根尾谷断層、阿寺断層といった有名な活断層が存在するためこれらの活断層の活動による内陸直下型地震のほか、東海地震、南海トラフ地震といった海溝型地震も近いうちに発生する可能性が高いといわれている。

当市に影響を及ぼすと考えられる地震は、揖斐川－武儀川断層帯による地震と長良川上流断層帯（北→南破壊）による地震で、当市全域が震度６強、また一部地域で最大震度７と予想されている。

関市東部の揺れやすさマップ及び液状化マップによると、上之保地区の鳥屋市、川合、舟山、宮脇、堂谷内、武儀倉が震度により液状化発生の可能性があり、これらの地域は当会の上之保出張所の他、木工業や製材業、木造建築関係業者、温泉やキャンプ場などの観光施設、特産品製造販売関連など、当会地域の主産業が集積している重要な地域である。

地震ハザードステーションにおける今後３０年間で震度６以上の揺れに見舞われる確率の分布図によると、当市は高確率の地域に属している。気象庁地震火山部も「南海トラフ沿いの大規模地震（M8からM9クラス）は平常時においても今後３０年以内に発生する確率が７０から８０％であり、昭和東南海地震・昭和南海地震の発生から既に７０年以上が経過していることから、切迫性の高い状態」と発表している。

参考：関市 HP　揺れやすさマップ　関市東部（R2 年 3 月発行）
https://www.city.seki.lg.jp/cmsfiles/contents/0000015/15954/toubu_yureyasusa.pdf

参考：関市 HP　液状化マップ　関市東部
https://www.city.seki.lg.jp/cmsfiles/contents/0000015/15954/toubu_ekijouka.pdf

【感染症】

新型インフルエンザは 10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。今後は新型コロナウイルス感染症のように、未だワクチン等の予防策や有効な治療方法が開発されていない段階にある新型ウイルス感染症が発生する可能性もある。全国的かつ急速にまん延する新型ウイルス感染症は、国民の大部分が免疫を獲得していない可能性が高く、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあり、日常生活においてもこれまでの生活習慣や行動を変えなければならないほどのリスクがある。

■感染症発生時の被害想定

感染症は基本的に人と人の接触が大きなリスクとなる。

このため感染症拡大時期では、人の移動や接触が制限されることとなり、人対人の接触を前提としている事業活動や業務に大きな制約が生じることとなる。

さらに、海外感染拡大発生時、国内感染者発生時、全国感染拡大～蔓延期ごとに事業に与える影響が想定される。

（２） 商工業者の状況

（当会管内の事業所数）

・事業所数　　　　　288　事業所　（市全体5,046事業所）

・小規模事業者数　　267　事業所　〈市全体3,374事業所〉

【業種内訳】

業種名	商工業者数	会員数
建設業	70	70
製造業	93	89
卸売業	3	3
小売業	46	34
飲食店・宿泊業	20	7
サービス業	23	23
その他	33	14
定款会員等	−	8
合計	288	248

【資料：平成28年経済センサス】

当地域の中心を流れる津保川流域には木造建築業・木工業・プラスチック・金属製造業が点在している。

上之保地区は温泉・キャンプ場など、山間地の特性を活かした産業や、特産品であるゆずの産地であり関連する産業施設が点在している。中之保・富之保地区は、食品製造業・小売店も点在している。

下之保地区には道の駅平成を中心とした商業施設のほかに米・パッションフルーツ・椎茸などを生産・加工している地域である。

（３） これまでの取組

１）当市の取組

・「新型インフルエンザ等対策行動計画」を平成 26 年 3 月に公開

・関市地域防災計画は、令和 2 年 3 月に改訂し、本編（「総則編」、「災害予防編」、「災害警戒・対策編」、「災害復旧・復興編」、「原子力災害編」）と資料集（「災害対応マニュアル編」、「資料編」、「様式編」）で構成。

・総合防災訓練は、震度 6 の地震を想定し令和 2 年 10 月 25 日に実施（1 回／年）

【防災・新型ウイルス感染症等対応備品の備蓄】

品目	数量	単位
主食（全体数）アルファ米、クラッカー	137,020	食
うちアレルギー対応食	21,150	食
水	304,824	リットル
飲料水用ポリタンク	375	個
毛布	11,608	枚
テント	361	張
炊飯設備	104	個
仮設トイレ	68	基
簡易トイレ	696	個
トイレットペーパー	27,584	ロール
乳幼児調整液状乳（液体ミルク）	1,152	本
マスク	39,000	枚
発動発電機（可搬式）	101	基
ライト（投光器）	117	基
スコップ	483	本
バール	164	本
ノコギリ	393	本
チェーンソー	74	個
ジャッキ	139	個
担架	74	体
救急医療セット	101	セット
ロープ	206	本
土のう袋	42,090	袋
ブルーシート	837	枚
リヤカー	65	台
災害対応充電器	3	機
パーテーション	1,996	個
プライベートテント	143	張
簡易ベッド	80	個
非接触型体温計	30	個
液体石けん（本体）	299	本
液体石けん（詰め替え用）	238.2	リットル
消毒液	487	リットル
ペーパータオル	970,500	枚
使い捨て手袋	37,250	枚

（令和2年10月1日現在）

資料：関市

２）当会の取組

（当会における防災・減災の取組）

・事業者 BCP に関する国の施策の周知（窓口に啓発チラシを常設）
・防災・新型ウイルス感染症等対策備品（スコップ、懐中電灯、非接触型電子検温器、マスク、手指消毒薬等）の備蓄
・年1回、道の駅平成運営協議会が実施する防災訓練への参加及び協力（直近では令和2年12月に実施）
・全国商工会連合会・岐阜県商工会連合会と連携した各種共済への加入推進
・新型コロナウイルス感染症の予防情報の提供（飲食業・サービス業ほか）

Ⅱ　課題

現状では、以下の点について、課題が浮き彫りとなっている。

課題１　管轄内事業者の事業継続意識の向上に向けた啓発活動

当地区内での小規模事業者の多くは過去の浸水害による経験から、事業継続意識は高まっているものの、今後想定される大規模災害に対しての防災減災、新型ウイルス感染症対策に対する問題意識やノウハウがなく、具体的に何から取り掛かればよいかわらない事業者が多い状況である。

また、新型ウイルス感染症対策において、市内事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルールづくりや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することが必要である。

故に事業者に対し、自然災害や新型ウイルス感染症についての正しい知識とその対処方法を周知するとともに、自社の事業継続に取り組むための意識付けをすることが喫緊の課題となっている。

課題２　個社に合わせた事業者ＢＣＰ策定と、その実行支援

当会地域内は事業所所在地によって想定される自然災害が大きく異なるため、地域内の自然災害リスクに応じた防災意識の定着と、事業者ＢＣＰの策定支援が必要となる。同様に、事業者の業種・業態により新型ウイルス感染症被害による社会への影響が大きく異なることから、業種・業態に応じた新型ウイルス感染症に対する防疫意識の定着と、事業者 BCP の策定支援が必要となる。

事業者には講習会等による支援のほか、事業者ＢＣＰ策定と運用支援を行う必要がある。

課題３　商工会職員の事業継続支援スキルの向上と支援経験の確保

当会が事業者の事業継続に向けた支援を行うには、職員の事業継続支援に対する一定の知識と経験が必要である。職員向け事業者ＢＣＰ研修会等への参加により、知識と経験の習得を図っていくほか、リスクファイナンスへの対応として、保険や共済等の周知と助言が行えるよう、知識のブラッシュアップが必要である。習得した知識を職員間で共有し、商工会としての事業継続支援能力の向上を図る。

課題４　商工会ＢＣＰの運用と防災・減災対策の徹底

事業者の事業継続支援を行うにあたり、自然災害や新型ウイルス感染症発生時に商工会活

動の早期復旧を図る必要がある。そのためには、商工会自身のＢＣＰを策定し継続的に見直し、改善していくことが重要である。また 緊急時の取り組みについて、各職員が円滑な支援活動を展開するため具体的な体制やマニュアルを整備する必要がある。これにより平時・緊急時の対応を推進する防災対策本部機能を有する商工会役職員による体制整備を図っていく。

課題５　当市と商工会議所、商工会をはじめとした関係機関との事業継続に係る連携強化

事業者の事業継続支援を有効に遂行するためには、当市・関商工会議所・関市西商工会等の関係機関と情報共有を行ない、連携を強化していく必要がある。

自然災害や新型ウイルス感染症発生時の被災情報、発災後の対応、新型ウイルス感染症被害拡大に伴う各種要請・指導・命令等に関する情報、事前対策としての自然災害・新型ウイルス感染症発生時の対応方法、連絡手段や、最新の被災・拡大予測情報、地域の災害・新型ウイルス感染者まん延リスクについて情報共有を行っていく必要がある。

Ⅲ　目標

当該計画の実施により、いかなる自然災害・新型ウイルス感染症が発生しても小規模事業者が経済活動を機能不全に陥らせないことを目標とする。そして事業者ＢＣＰの策定支援を強化するほか、発災時・新型ウイルス感染症の影響による商工業の被害状況を的確に把握し報告する体制づくり、速やかな応急対応及び復興支援策を行うための体制を平時から構築することを目指す。

１）管轄内事業者の事業継続意識の向上に向けた啓発活動

管内小規模事業者へ自然災害並びに新型ウイルス感染症のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するために、巡回指導の際にリーフレット等を用いて説明し、国・岐阜県・関市の施策の紹介と情報提供を行う。また、普及啓発セミナーを開催し、事業継続意識を強化する。

（目標件数）

項目	１年当たり	合計
防災・減災・新型ウイルス感染症対策啓発セミナーの開催	１回	5回
事業継続力強化支援巡回指導件数	10件	50件

２）個社に合わせた事業者ＢＣＰ策定と、その実行支援

事前対策の必要性を認識した事業者が具体的な取組に進むことができるよう、事業者ＢＣＰ策定セミナー開催等を通じて、事業者ＢＣＰ作成等にかかる支援を実施する。あわせて、事業者ＢＣＰ作成後には、取組状況の確認等のフォローアップを行う。

（目標件数）

項目	1年当たり	合計
事業者ＢＣＰ等策定セミナーの開催	1回	5回
事業者ＢＣＰ等作成支援事業者数	2事業者	10事業所
事業者ＢＣＰ等作成事業者数	1事業者	5事業所
事業者ＢＣＰ等作成事業者フォローアップ数	1事業者	5事業所

３）商工会職員の事業継続支援スキルの向上と支援経験の確保

事業継続力強化支援を実施するにあたって必要となる防災・減災対策、新型ウイルス感染症に関する知識やノウハウを得るために、他団体が主催するものも含めたＢＣＰに関するセミナー等へ積極的に参加し、経営指導員等のスキルアップを図る。あわせて、関市・美濃市・当地区で定期開催している経営指導員等情報交換会において支援ノウハウ等を共有し、商工会全体の資質向上を図ることにより支援体制を充実させる。

４）商工会ＢＣＰの運用と防災・減災対策の徹底

災害発生時に関係機関と連携し速やかな対応及び復興支援策を行うための体制を平時から構築するために、策定した当会自身のＢＣＰを新型ウイルス対応と共に定期的に見直しと改善を行い、定着を図っていくことで当会の事業継続力の向上を目指す。

５）当市と商工会議所、商工会をはじめとした関係機関との事業継続に係る連携強化

・発災並びに新型ウイルス感染症対応以後、速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
・関市事業継続力強化支援連携会議（構成員：当会、当市、関商工会議所、関市西商工会）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。（1回/年）
・発災並びに新型ウイルス感染症対応時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市・関商工会議所・関市西商工会との間における被害情報報告ルート及びマニュアルを構築する。
・感染症に関しては「発生」というタイミングではなく、「海外発生期」「国内感染者発生期」「国内感染拡大期」「社内感染者発生期」などフェーズを細分化し、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

（１）事業継続力強化支援事業の実施期間

（　令和3年4月1日～令和8年3月31日　）

（２）事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する

＜１．事前の対策＞

令和2年3月に改定された「関市地域防災計画」並びに平成26年3月に発表された「関市新型インフルエンザ等対策行動計画」で掲げられているとおり、当会の防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱について、整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

１）小規模事業者に対する災害リスクの周知啓発

(周知啓発)

・巡回指導時に、ハザードマップや中小企業庁の事業継続力強化計画事業者向けリーフレット等を用いながら、事業所立地場所の自然災害時並びに新型ウイルス感染症のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

・巡回指導先については，過去に浸水した事業所データやハザードマップの浸水想定エリア等を踏まえ、自然災害のリスクが高いと想定される事業者及び、社会機能維持の観点から新型ウイルス感染症まん延時においても事業継続を求められる事業者から優先的に実施する。

・その他、会報や市広報、ホームページ、ＳＮＳ等において、行政の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者ＢＣＰに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

・新型ウイルス感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく冷静に対応することを周知する。

・新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

・事業者に対し、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

(セミナー等の開催)

・事業継続の取組に関する専門家を招き、主に小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーを実施し、行政の施策の紹介、損害保険や共済等の紹介等を行う。

・各支援機関と連携して、小規模事業者に対して防災・減災対策並びに新型ウイルス感染症対策の必要性等を説明し、事業者ＢＣＰ策定の取組への意識付けを行う。

（事業者ＢＣＰの策定支援）
・巡回指導やセミナー等を通じて、前向きな小規模事業者に対し事業者ＢＣＰ（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

２）商工会自身の事業継続計画の作成
・当会は、令和3年1月に事業継続計画を策定。

３）関係団体等との連携
・商工会のビジネス総合保険制度の引受保険会社である東京海上日動火災保険、三井住友海上火災保険、あいおいニッセイ同和損害保険、損保ジャパン日本興亜に専門家の派遣を依頼し、会員事業所以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
・普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等の共催。

４）フォローアップ
・セミナー等に参加した事業者や、巡回指導等で事業者ＢＣＰの策定支援を行った事業者の取組状況を確認し、適宜見直しを図るよう指導する。

５）当該計画に係る訓練の実施・見直し方法
・年１回、自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定した訓練を実施し、当市との連絡ルートの確認、進捗状況の共有や改善点等について、適宜見直しを図る。
・関市事業継続力強化支援連携会議（構成員：当市・当会・関市西商工会・関商工会議所）を年１回以上開催し、計画自体の進捗状況の確認や共通事項の改善点等について協議する。

＜２．発災後の対策＞
・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

１）応急対策の実施可否の確認
（役職員の安否確認と被害状況・参集可能人数等の確認）
　当会及び当市はそれぞれのＢＣＰに従い安否確認を実施する。安否確認の際①本人・家族の被害状況、②近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、③出勤可否についてできるだけ情報を集めるものとする。

団体名	安否の確認の対象と目標時間
関市商工課	職員：発災後1時間以内に緊急連絡網にて確認
関市東商工会	職員：発災後1時間以内に緊急連絡網にて確認 正副会長：24時間以内に携帯電話・メール等にて確認

（当市と当会間における連絡方法、情報共有の方法）

①発災後2時間以内を目途に、関市産業経済部　商工課と当会との間で、安否確認の結果や大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を共有する。

②連絡方法は、電話連絡を基本とし、必要に応じてＦＡＸ、メールを活用する。もし、これらの通信機能が使えない場合は、双方の建物が近距離にあることから、身の安全を確保した上で直接出向く。

③安否確認結果の連絡窓口

団体名	連絡窓口	
	第1順位	第2順位
関 市 商 工 課	課　　長	担当者
関市東商工会	事務局長	職　員

（新型ウイルス感染症）

・国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに事業所の消毒、職員の手洗い・うがい、密閉、密集、密接の３密対策等の徹底を行う。

・新型ウイルス感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部からの指示に基づき当会による感染症対策を行う。

２）応急対策の方針決定

・当会事務局長と関市産業経済部　商工課課長との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める（豪雨における例として、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する）。

・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報を共有する。

・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

被害規模	被害の状況	想定する 応急対策の内容
大規模な 被害が ある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	①緊急相談窓口の設置・相談業務 ②被害調査・経営課題の把握業務 ③復興支援策を活用するための支援業務

被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	①緊急相談窓口の設置・相談業務 ②被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない	特に行わない

※なお、連絡が取れない地区については、大規模な災害が生じているものと考える。

・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害状況等を共有する。

期間	間隔
発災後～1週間	1日に3回（10時、13時、16時）共有する
1週間～2週間	1日に2回（10時、15時）共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回（10時）共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

・当市で取りまとめた「関市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、テレワークや交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

３）被害実態の把握調査

・方針決定に基づき被害状態の把握の必要性が判断された場合、もしくは国・県からの情報収集依頼があった場合、発災後5日～1週を目途として当市内の個々の被災事業者の詳細な被害状況に係る情報収集を実施する。情報収集には初動対応と同じく、担当エリアの情報収集職員を設定し個別調査を行う。なお、被害実態の把握に対応して収集した情報は全国商工会連合会の商工会業務システムを用いてデータ蓄積を図り、関係機関との共有、報告に活用する。

＜３．発災時における指示命令系統・連絡体制＞

・自然災害等発生時に、地区内小規模事業者における被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
・当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて、当会又は当市より県の担当部署へ報告する。

【被害情報の報告の流れ】
（初動対応）

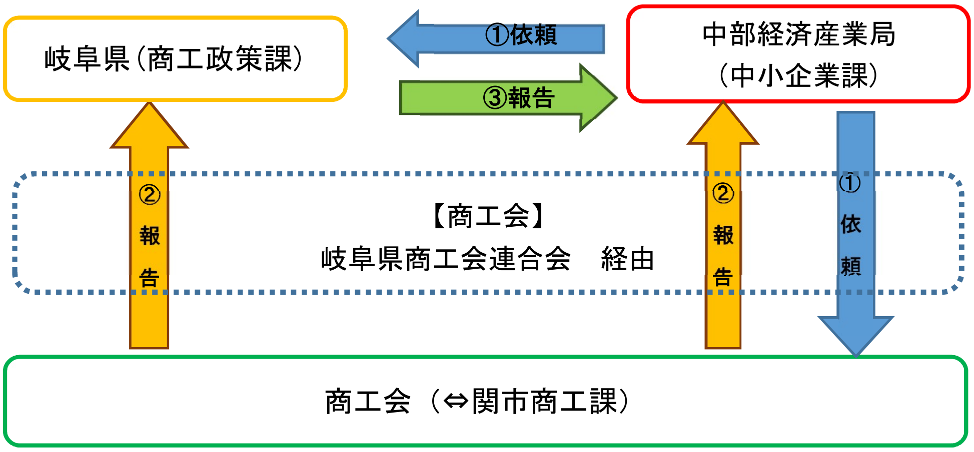

（被害状態の把握）

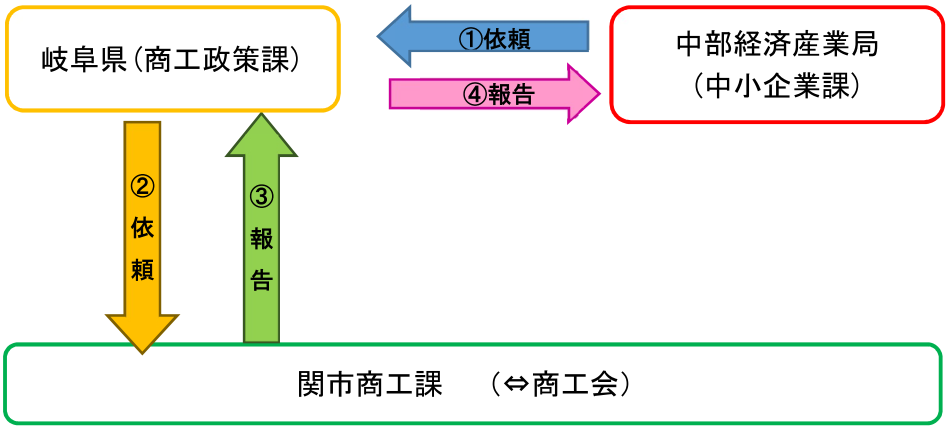

＜4．応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

・相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
・新型ウイルス感染症の場合、事業活動に影響を受けまたはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜5．地区内小規模事業者に対する復興支援＞

・県の方針に従って、復旧、復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

（別表２）

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制
（令和4年4月現在）

（１）実施体制

（関市東商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関市の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関市東商工会と関市の共同体制／経営指導員の関与体制等）

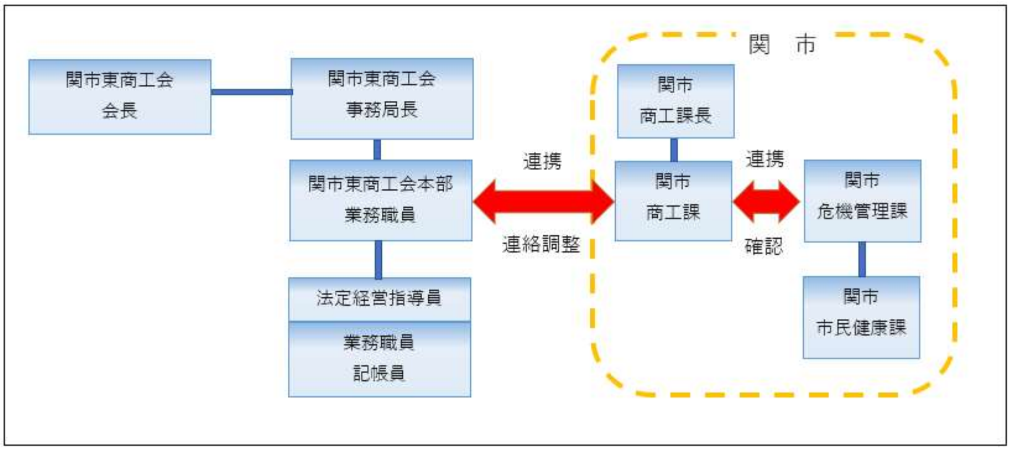

（２）商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第５条第５項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員　　桐山　洋平　　（連絡先は後述（３）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度　等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う

- 本計画の具体的な取組の企画や実行
- 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

（３）商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

関市東商工会

〒501-3521　関市下之保2503番地2

ＴＥＬ：0575-49-2661／ＦＡＸ：0575-40-0022

Ｅ－mail：sekishihigashi@ml.gifushoko.or.jp

②関係市町村

関市　産業経済部商工課

〒501-3894　関市若草通3丁目1番地

ＴＥＬ：0575-23-6753／ＦＡＸ：0575-23-7741

Ｅ－mail：shoko@city.seki.lg.jp

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

（別表３）

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位：千円）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額		200	200	200	200	200
	専門家派遣	50	50	50	50	50
	関市事業継続力強化支援連携会議運営費	10	10	10	10	10
	セミナー開催費	50	50	50	50	50
	パンフ、チラシ作成費	20	20	20	20	20
	研修等実施費	20	20	20	20	20
	防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

（備考）必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
岐阜県補助金、関市補助金、事業収入、会費収入　等

（備考）調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

（別表４）

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
① ② ③ ・ ・ ・
連携して事業を実施する者の役割
① ② ③ ・ ・ ・
連携体制図等
①   ②   ③